

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 105	
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(1)	(1) 性犯罪への対策の推進	
細項目	②	②性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの設置促進 性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所の設置を促進する。また、運営の安定化を図るため、未設置の地方公共団体に対して設置の働きかけを更に行うとともに、各地方公共団体の実情に応じた取組の支援の充実を図る。	
該当施策名 (事業名)	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業		
該当施策の背景・目的	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。		
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正	
	—	税制改正要望	
	○	予算	
		30年度要求予算額:	11,597 千円
		29年度予算額:	9,120 千円
		28年度歳出予算現額※1:	8,986 千円
		28年度決算額:	5,970 千円
	使用割合:	66.4 %	
	—	機構定員要求	
	—	その他(具体的に)	
		—	
該当施策概要	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。		

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	93	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	79	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	7-4 性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

性犯罪被害者等支援体制整備促進事業

1. 目的

地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するために必要なスキルや支援体制整備の推進にむけた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せず身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を図る。

2. 概要

●対象者

- ・ 地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員
- ・ 民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員

●主な研修テーマ

- ・ 国及び地方公共団体による性犯罪・性暴力被害者支援の取組について
- ・ 民間支援団体による性犯罪・性暴力被害者支援の取組について
- ・ 性犯罪・性暴力被害者支援体制の整備にむけた取組について

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 106																						
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																						
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶																						
小項目	(1)	(1) 性犯罪への対策の推進																						
細項目	②	②性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの設置促進 性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所の設置を促進する。また、運営の安定化を図るため、未設置の地方公共団体に対して設置の働きかけを更に行うとともに、各地方公共団体の実情に応じた取組の支援の充実を図る。																						
該当施策名 (事業名)	性犯罪・性暴力被害者支援交付金																							
該当施策の背景・目的	<p>行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下「センター」という。)の設置数については、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、32年までに各都道府県に最低1か所の成果目標が設定されたところ。全都道府県でのセンターの設置及びセンターの安定的運営が可能となるよう、地方公共団体の取組を更に促進することを目的とする。</p>																							
該当施策の政策手段の分類	<table border="1"> <tr> <td>—</td> <td>法令・制度改正</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>税制改正要望</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>予算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30年度要求予算額: 212,771 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度予算額: 163,386 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度歳出予算現額※1: - 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度決算額: - 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用割合: - %</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>機構定員要求</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>その他(具体的に)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>		—	法令・制度改正	—	税制改正要望	○	予算		30年度要求予算額: 212,771 千円		29年度予算額: 163,386 千円		28年度歳出予算現額※1: - 千円		28年度決算額: - 千円		使用割合: - %	—	機構定員要求	—	その他(具体的に)		—
—	法令・制度改正																							
—	税制改正要望																							
○	予算																							
	30年度要求予算額: 212,771 千円																							
	29年度予算額: 163,386 千円																							
	28年度歳出予算現額※1: - 千円																							
	28年度決算額: - 千円																							
	使用割合: - %																							
—	機構定員要求																							
—	その他(具体的に)																							
	—																							
該当施策概要	<p>センターの開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する(1/2又は1/3を補助)。 【交付対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が負担したセンター運営の支援に係る事業 ・被害者支援体制の強化に係る事業 ・医療費等の公費負担事業 																							

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	80	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	7-4 性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

性犯罪・性暴力被害者支援交付金

1. 目的

行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「センター」という。）の設置数については、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、平成32年までに各道府県に最低1か所の成果目標が設定されている。

全都道府県でのセンターの設置及びセンターの安定的運営が可能となるよう、地方公共団体の取組を更に促進することを目的とする。

2. 概要

センターの開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する（1／2又は1／3を補助）。

【交付対象経費】

- * 都道府県が負担したセンター運営の支援に係る事業
- * 被害者支援体制の強化に係る事業
- * 医療費等の公費負担事業

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 110																						
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																						
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶																						
小項目	(2)	(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶																						
細項目	①	<p>①「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)に基づく対策の推進</p> <p>「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定)(子供の性被害防止プラン)に基づき、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害を許さない国民意識の向上を図るとともに、児童、児童の保護者、加害者、犯行に用いられるツールや場所等のそれぞれに着目した対策を総合的に推進する。</p> <p>自画撮り被害児童の心理特性に関する調査、児童買春・児童ポルノ事犯防止のための広報啓発、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)の翻訳、コミュニティサイト及び出会い系サイトの利用に係る犯罪被害の防止等を実施する。</p>																						
該当施策名 (事業名)		人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施																						
該当施策の背景・目的		<p>人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であるため、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められるとともに、人身取引対策に関する国際社会の関心も高い。</p> <p>「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、人身取引の需要側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。</p> <p>人身取引の撲滅を図るため、国民等の問題意識を共有することを目的として、積極的な広報啓発を実施する。</p>																						
該当施策の政策手段の分類		<table border="1"> <tr> <td>—</td> <td>法令・制度改正</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>税制改正要望</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>予算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30年度要求予算額: 2,304 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度予算額: 2,304 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度歳出予算現額※1: 2,406 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度決算額: 2,133 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用割合: 88.7 %</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>機構定員要求</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>その他(具体的に)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> </tr> </table>	—	法令・制度改正	—	税制改正要望	○	予算		30年度要求予算額: 2,304 千円		29年度予算額: 2,304 千円		28年度歳出予算現額※1: 2,406 千円		28年度決算額: 2,133 千円		使用割合: 88.7 %	—	機構定員要求	—	その他(具体的に)		—
—	法令・制度改正																							
—	税制改正要望																							
○	予算																							
	30年度要求予算額: 2,304 千円																							
	29年度予算額: 2,304 千円																							
	28年度歳出予算現額※1: 2,406 千円																							
	28年度決算額: 2,133 千円																							
	使用割合: 88.7 %																							
—	機構定員要求																							
—	その他(具体的に)																							
	—																							
該当施策概要		<p>性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、日本旅行業協会、IOM(国際移住機関)、その他関係機関に配布する。</p>																						

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	—	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	7-7 人身取引対策の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施

1. 目的

人身取引対策行動計画2014(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、人身取引の需要側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。

9

人身取引の撲滅を図るため、国民等の問題意識を共有することを目的として、積極的な広報啓発を実施する。

2. 概要

性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、配布する。

* 配布先等

関係省庁、地方公共団体、女性団体、大使館、空港・港湾、大学、高専等

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 113
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2)若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目	②	②「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議決定)に基づき、こうした問題の根絶に向け、更なる実態把握や取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する。
該当施策名 (事業名)	「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等広報啓発事業	
該当施策の背景・目的	<p>近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力のもと、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。</p> <p>この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。</p>	
該当施策の政策手段の分類	<ul style="list-style-type: none"> － 法令・制度改正 － 税制改正要望 ○ 予算 	<p>30年度要求予算額: 13,328 千円</p> <p>29年度予算額: - 千円</p> <p>28年度歳出予算現額※1: - 千円</p> <p>28年度決算額: - 千円</p> <p>使用割合: - %</p>
	<ul style="list-style-type: none"> － 機構定員要求 － その他(具体的に) 	-
該当施策概要	<p>「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等の広報啓発。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層を対象としたシンポジウムの実施 ・ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布 ・啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施 など 	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	-	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	-	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大 項目	7-4 性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大 項目	7-1
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等 広報啓発事業

1. 目的

近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力のもと、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。

この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。

2. 概要

「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等の広報啓発。

- * 若年層を対象としたシンポジウムの実施
- * ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布
- * 啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施 など

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 123
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2)若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目	③	③若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方の検討 若年層の性的搾取に係る相談・支援の実態を把握し、今後の効果的な相談・支援の在り方についての検討を行う。
該当施策名 (事業名)	若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究	
該当施策の背景・目的	<p>「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)においては、広報・啓発活動の強化に取り組むとともに、関係機関の職員が被害者等に対し適切に相談対応することができるよう、有識者や関係機関の意見も踏まえ、対応マニュアルを作成することとしている。</p> <p>若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び被害者支援に関する調査等をおして、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善を目的とする。</p>	
該当施策の政策手段の分類	<ul style="list-style-type: none"> － 法令・制度改正 － 税制改正要望 ○ 予算 <ul style="list-style-type: none"> 30年度要求予算額: 17,228 千円 29年度予算額: ー 千円 28年度歳出予算現額※1: ー 千円 28年度決算額: ー 千円 使用割合: ー % － 機構定員要求 － その他(具体的に) － 	
該当施策概要	<p>若年層における女性に対する暴力の予防啓発の充実に向けて、国内外における啓発手法について有識者検討会における分析等を踏まえ、被害者に対する効果的な啓発媒体の開発・制作を行う。</p>	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	—	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大 項目	7-4 性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大 項目	7-1
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発 及び被害者支援のための調査研究

1. 目的

「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)においては、広報・啓発活動の強化に取り組むとともに、関係機関の職員が被害者等に対し適切に相談対応することができるよう、有識者や関係機関の意見も踏まえ、対応マニュアルを作成することとしている。

若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び被害者支援に関する調査等をとおして、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善を目的とする。

2. 概要

- 検討会の開催 : 有識者5名程度、5回
- ヒアリング調査 : 若年層における女性に対する暴力の予防啓発や被害者支援に
実績のある団体等 5団体程度
- 若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発媒体の開発・制作及び
キャンペーンの実施等
 - : 啓発媒体…HP、スマートフォン用アプリケーション、啓発冊子
- 相談対応マニュアル及び調査報告書の作成

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 127																														
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																														
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶																														
小項目	(4)	(4) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等																														
細項目	①	①市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するとともに、研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図る。																														
該当施策名 (事業名)	女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業																															
該当施策の背景・目的	<p>配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。</p>																															
該当施策の政策手段の分類	<table border="1"> <tr> <td>—</td> <td>法令・制度改正</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>税制改正要望</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>予算</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>30年度要求予算額:</td> <td>26,046 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度予算額:</td> <td>22,539 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度歳出予算現額※1:</td> <td>26,046 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度決算額:</td> <td>19,653 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用割合:</td> <td>75.5 %</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>機構定員要求</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>その他(具体的に)</td> <td>—</td> </tr> </table>		—	法令・制度改正		—	税制改正要望		○	予算			30年度要求予算額:	26,046 千円		29年度予算額:	22,539 千円		28年度歳出予算現額※1:	26,046 千円		28年度決算額:	19,653 千円		使用割合:	75.5 %	—	機構定員要求		—	その他(具体的に)	—
—	法令・制度改正																															
—	税制改正要望																															
○	予算																															
	30年度要求予算額:	26,046 千円																														
	29年度予算額:	22,539 千円																														
	28年度歳出予算現額※1:	26,046 千円																														
	28年度決算額:	19,653 千円																														
	使用割合:	75.5 %																														
—	機構定員要求																															
—	その他(具体的に)	—																														
該当施策概要	<p>センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 概ね平成30年度までにセンター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣する。</p>																															

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	88、90-2	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	7-2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携 促進事業

1. 目的

配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、支援センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、支援センター長等を対象とした研修の実施及び支援センターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体の支援センターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を図る。

2. 概要

●研修

※対象者：支援センター長、地方公共団体における支援センター主管部（局）の職員、
官民の相談機関の相談員

●支援センターを設置した地方公共団体の事例報告集

●支援センター設置検討市町村へのアドバイザー派遣

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 130
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(4)	(4) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等
細項目	③	③関係機関相互の連携体制の整備・強化 個々の被害者の保護、支援をより適切に行うため、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所等の関係機関による、協議会の活用を促進するほか、関係機関間の連携の具体的方法の検討・共有等により、個別事案の対応を含めた関係機関相互の連携体制の整備・強化に取り組む。
該当施策名 (事業名)	女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業	
該当施策の背景・目的	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 26,046 千円
		29年度予算額: 22,539 千円
		28年度歳出予算現額※1: 26,046 千円
		28年度決算額: 19,653 千円
	使用割合: 75.5 %	
—	機構定員要求	
—	その他(具体的に)	
	—	
該当施策概要	センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 概ね平成30年度までにセンター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	88、90-2	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大 項目	7-2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大 項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携 促進事業

1. 目的

配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、支援センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、支援センター長等を対象とした研修の実施及び支援センターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体の支援センターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を図る。

2. 概要

●研修

※対象者：支援センター長、地方公共団体における支援センター主管部（局）の職員、
官民の相談機関の相談員

●支援センターを設置した地方公共団体の事例報告集

●支援センター設置検討市町村へのアドバイザー派遣

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 128
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(4)	(4) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等
細項目	①	①市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するとともに、研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図る。
該当施策名 (事業名)	DV被害者のための相談機関案内サービス	
該当施策の背景・目的	平成26年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、男女とも約6割が配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知らない」と回答している。この状況を踏まえ、被害者が相談しやすい最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)に簡便かつ迅速につながる環境整備を目的とする。	
該当施策の政策手段の分類	<ul style="list-style-type: none"> — 法令・制度改正 — 税制改正要望 ○ 予算 <ul style="list-style-type: none"> 30年度要求予算額: 1,631 千円 29年度予算額: 1,631 千円 28年度歳出予算現額※1: 1,631 千円 28年度決算額: 766 千円 使用割合: 47.0 % — 機構定員要求 — その他(具体的に) 	—
該当施策概要	<p>全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送するサービスを実施する。</p> <p>また、内閣府で全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを作成し、地方公共団体に配布する(携帯カードを医療機関、公共施設、多くの人が立ち寄る場所、被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等人目を気にすることなく手に取りやすい場所にお置いてもらうように地方公共団体に依頼。)</p>	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	123、154	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	89	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大 項目	7-2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大 項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものである。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

DV被害者のための相談機関案内サービス

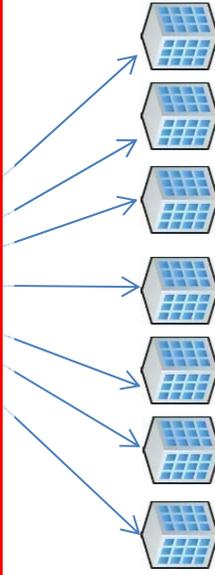
○全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送する。

0 5 7 0 - 0 - 5 5 2 1 0



DV相談ナビシステム

発信地等の情報からすべて自動転送



A県 B県 C県 D県 E県 F県 G県

○広報用携帯カード

全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを地方公共団体に配布。被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等に置いてもらうように依頼。

DV
相談ナビ

0570-0-55210

ここにでんわ
配偶者等からの暴力

配偶者や恋人等からの暴力(DV)に悩んでいませんか。ひとりでは気づけなかった解決方法が見つかるかもしれません。相談してみます、ご相談ください。お近くの相談窓口におつなぎします。

相手といると、怖いと感じたり緊張したりしていませんか？

暴力には、なぐる、ける、物を投げつける、大声でどなる、無視し続ける、交友関係を制限する、勝手に相手の電話・メールをチェックする、生活費を渡さない、外で働くことを制限する、性的行為を強要する、避妊に協力しないなど、様々なものがあります。暴力は次第にエスカレートして、被害が深刻になることがあります。相手との関係が「つらい」「なにかおかしい」と感じていたら、一度ご相談ください。

- 発信場所から最寄りの相談窓口へ、あなたがかけた電話を自動転送します。
- 固定電話からだけでなく、携帯電話、PHS及びIP電話(一部のIP電話を除く。)からもつながります。

内閣府男女共同参画局



ここにでんわ
相談ナビ

DV相談ナビ 0570-0-55210

By calling this number, you will be automatically connected to your closest Spousal Violence Counseling and Support Center.
配偶者からの暴力被害者支援情報サイト <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 131
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(4)	(4) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等
細項目	④	④加害者更生に関する取組の具体化 加害者更生に関する取組は被害者(子供も含む。)の安全を確保するための手法としても有効であるとの認識に立ち、地域社会内での加害者更生プログラムの実態把握等これまでの調査研究結果を踏まえ、取組の具体化に向けた検討を加速する。
該当施策名 (事業名)	被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究	
該当施策の背景・目的	平成27年度に内閣府が実施した「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書では、被害者の安全を確保し、加害者に対して適切なアプローチを行うためには被害者及びその子どもが直面する暴力の危険性について、包括的にアセスメントすることが重要である旨の見解が示された。こうした状況を踏まえ、リスクアセスメント指標を用いた加害者対応の在り方について調査研究することで、配偶者からの暴力の多様な現状に即した加害者対応を含めた被害者支援を行う。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 17,721 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	リスクアセスメントに基づく加害者対応方針(加害者プログラム実施団体との連携を含む)について諸外国におけるヒアリング調査を通して研究するとともに、リスクアセスメント指標案を作成し、配偶者暴力支援センター等を対象とする試行調査を実施する。調査結果については、検討会において分析し報告書にとりまとめる。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	—	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大 項目	7-2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大 項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものである。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

被害者支援における危険度判定に基づく 加害者対応に関する調査研究

1. 目的

平成27年度に内閣府が実施した「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書では、被害者の安全を確保し、加害者に対して適切なアプローチを行うためには被害者及びその子どもが直面する暴力の危険性について、包括的にアセスメントすることが重要である旨の見解が示された。こうした状況を踏まえ、リスクアセスメント指標を用いた加害者対応の在り方について調査研究することで、配偶者からの暴力の多様な現状に即した加害者対応を含めた被害者支援を行う。

2. 概要

- 検討会の開催 : 有識者5名程度、5回
- ヒアリング調査 : 対象国…4か国程度
- 相談対応マニュアル及び調査報告書の作成

大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(4)	(4) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等
細項目	⑤	⑤改正配偶者暴力防止法の施行後の状況を踏まえた今後の在り方の検討 平成25年に改正された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行状況、配偶者等からの暴力に係る相談内容や被害の実態等を把握し、今後の対策の在り方について検討する。
該当施策名 (事業名)	配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえた今後の対策の在り方の検討	
該当施策の背景・目的	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正から4年を経過したことを受けて、その施行状況や、相談内容・被害の実態等を把握し、今後の対策の在り方について検討する。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	—	予算
		30年度要求予算額: — 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度「男女間における暴力に関する調査」結果の検討 ・配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応状況等調査結果の検討 ・有識者等からの意見聴取 など 	

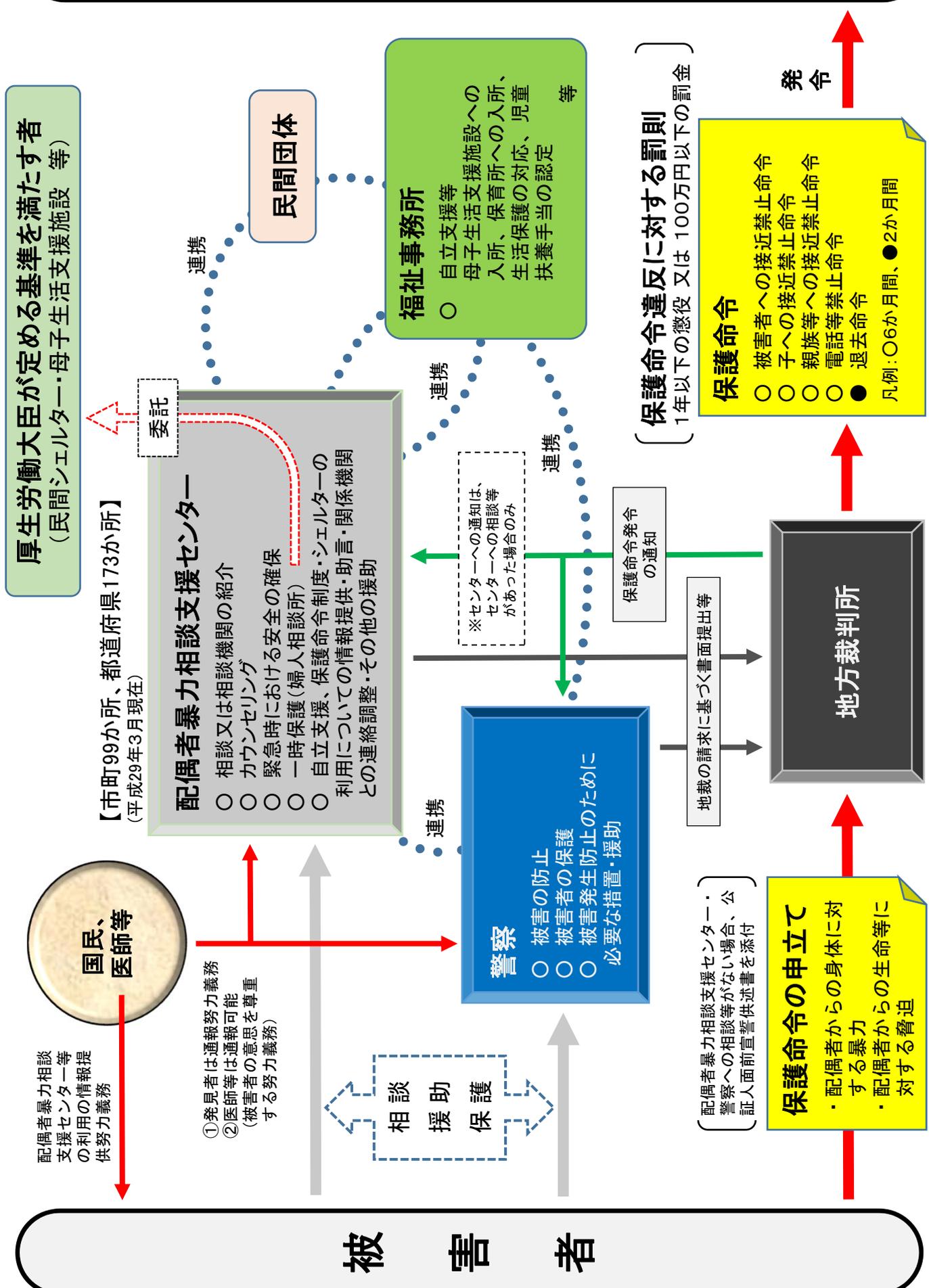
「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	—	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	7-1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

配偶者暴力防止法のフローチャート



「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 133
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(5)	(5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
細項目	①	① 的確な実態把握の推進 多様な暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。
該当施策名 (事業名)	男女間における暴力に関する調査	
該当施策の背景・目的	男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するためには、男女間における暴力の実態について、定期的・継続的な調査の実施が不可欠である。このため、平成11年度から3年毎に、全国の20歳以上の男女を対象にアンケート調査を実施している。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: — 千円
		29年度予算額: 14,330 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円 28年度決算額: — 千円 使用割合: — %
—	機構定員要求	
—	その他(具体的に)	
該当施策概要	全国の20歳以上の男女5,000人を無作為抽出し、配偶者からの被害経験、交際相手からの被害経験等、男女間における暴力の実態に関するアンケート調査を実施するに当たり、調査項目について検討する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	92	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	7-1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

男女間における暴力に関する調査

1. 目的

配偶者等に対する暴力についての確な施策を実施するため、配偶者暴力防止法(第25条)や第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)に基づき、男女間における暴力の実態を定期的に継続的に調査する。

2. 事業概要について

- 調査対象：全国の20歳以上の男女5,000人
- 調査方法：無作為抽出によるアンケート調査
- 調査項目：男女間における暴力の実態
 - ① 配偶者暴力防止法の認知
 - ② 夫婦間での行為についての暴力としての認識
 - ③ 配偶者からの被害経験
 - ④ 交際相手からの被害経験
 - ⑤ 特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験
 - ⑥ 無理やりに性交された経験

大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現									
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶									
小項目	(5)	(5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり									
細項目	①	① 的確な実態把握の推進 多様な暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。									
該当施策名 (事業名)	配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査										
該当施策の背景・目的	毎年配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施しているところ、相談の具体的な内容別の相談件数、一時保護等を本人が希望した案件への対応状況や、他の関係機関との連携状況等が把握できていないことから、調査項目の見直しを行うことで、より多様な実態を把握し、適切な被害者支援に結び付けることを目的とする。										
該当施策の政策手段の分類	<ul style="list-style-type: none"> － 法令・制度改正 － 税制改正要望 － 予算 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">30年度要求予算額:</td> <td style="text-align: right;">－ 千円</td> </tr> <tr> <td>29年度予算額:</td> <td style="text-align: right;">－ 千円</td> </tr> <tr> <td>28年度歳出予算現額※1:</td> <td style="text-align: right;">－ 千円</td> </tr> <tr> <td>28年度決算額:</td> <td style="text-align: right;">－ 千円</td> </tr> <tr> <td>使用割合:</td> <td style="text-align: right;">－ %</td> </tr> </table> － 機構定員要求 － その他(具体的に) 	30年度要求予算額:	－ 千円	29年度予算額:	－ 千円	28年度歳出予算現額※1:	－ 千円	28年度決算額:	－ 千円	使用割合:	－ %
30年度要求予算額:	－ 千円										
29年度予算額:	－ 千円										
28年度歳出予算現額※1:	－ 千円										
28年度決算額:	－ 千円										
使用割合:	－ %										
該当施策概要	配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応状況等に関する調査について、これまで実施した試行調査結果等を踏まえながら、調査項目の見直しを行う。										

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	—	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大 項目	7-1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大 項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査の拡充について

現在の相談件数等調査で把握している項目

- 相談の種類(来所・電話・その他)別相談件数
 - ・性別、加害者との関係別
- 施設の種類別相談件数
 - ・相談の種類別、性別
- 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数
 - ・性別、言語別
- 障害者である被害者からの相談件数
 - ・性別、相談の種類別、障害の種類別

課題

- 相談の具体的な内容別の相談件数が不明
 - ・身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要等の暴力の種類、児童に関する相談、加害者更生に関する相談
- 一時保護等を本人が希望した案件への対応状況の把握が不明
 - ・対応の有無、対応しなかった場合の理由
- 他の関係機関との連携状況が不明
 - ・他の関係機関を紹介した件数、他の関係機関に同行支援を行った件数

より適切な被害者支援に結び付けるため、調査項目の拡充をお願いしていきたいが、各配偶者暴力相談支援センターでの事務作業上の御負担もあることから、平成28年度はまず2週間の試行調査を実施し、調査上の課題を整理したい。

試行調査(案)

- 調査対象：全国の配偶者暴力相談支援センターで受け付けた相談
- 調査時期：平成28年度の2週間
- 調査項目：現在の調査項目に加え、相談の具体的な内容、一時保護等を本人が希望した案件への対応の有無、対応しなかった場合の理由、他の関係機関との連携状況(紹介、同行支援)等の件数

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 135
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(5)	(5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
細項目	②	② 広報、啓発の充実 様々な状況に置かれた被害者に必要な情報が届くよう、効果的な広報・周知方策について検討する。
該当施策名 (事業名)	女性に対する暴力をなくす運動の実施	
該当施策の背景・目的	<p>毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとしている(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)。</p> <p>潜在化しやすい女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等)の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進することを目的とする。</p>	
該当施策の政策手段の分類	<ul style="list-style-type: none"> — 法令・制度改正 — 税制改正要望 ○ 予算 <ul style="list-style-type: none"> 30年度要求予算額: 6,373 千円 29年度予算額: 6,373 千円 28年度歳出予算現額※1: 6,676 千円 28年度決算額: 3,559 千円 使用割合: 53.3 % — 機構定員要求 — その他(具体的に) 	—
該当施策概要	<p>女性に対する暴力をなくす運動ポスター・リーフレットを作成し、関係省庁、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体に送付し、女性に対する暴力の根絶を広く国民に訴えることにより国民の意識の高揚を図る。</p>	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	155	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	-	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大 項目	7-1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大 項目	-
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

女性に対する暴力をなくす運動

<概要>

政府では、毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施しています。(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)

<目的>

潜在化しやすい女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等)の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進することを目的としています。

<平成28年度取組(主なもの)>

○ポスター・リーフレットの配布、掲示

(マンガ家の西原理恵子氏デザイン)

○パープル・ライトアップ

※39都道府県81か所で開催

○テレビ、新聞、ラジオによる広報

○全閣僚等のパープルリボン着用



(官邸ホームページ掲載写真を一部加工)

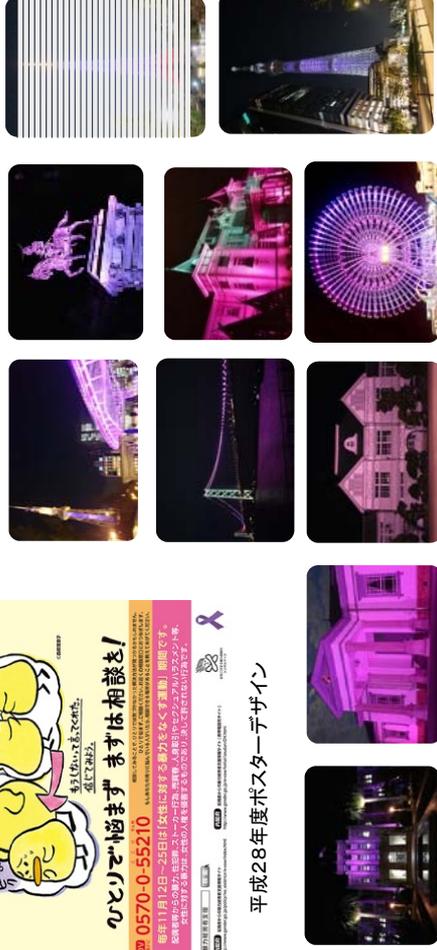
<平成29年度実施予定>

- ・ポスター・リーフレットを作成、ホームページ等のメディアを活用した広報活動
- ・パープルライトアップ

(東京タワー・東京スカイツリー等)

<平成28年ライトアップを実施した都道府県>

※黄色の丸印は今年初めて実施した県



パープルライトアップ

女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルにライトアップし、暴力の根絶を呼びかけるとともに被害者に対し、「ひとりで悩まず、まずは相談を！」というメッセージを送っています。

<担当>

内閣府男女共同参画局暴力対策推進室

TEL 03-5253-2111(内線37553)

FAX 03-3592-0408

i.danjo-e-vaw@cao.go.jp

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 136
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(5)	(5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
細項目	②	② 広報、啓発の充実 様々な状況に置かれた被害者に必要な情報が届くよう、効果的な広報・周知方策について検討する。
該当施策名 (事業名)	人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施	
該当施策の背景・目的	<p>人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であるため、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められるとともに、人身取引対策に関する国際社会の関心も高い。</p> <p>「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、人身取引の需要側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。</p> <p>人身取引の撲滅を図るため、国民等の問題意識を共有することを目的として、積極的な広報啓発を実施する。</p>	
該当施策の政策手段の分類	<ul style="list-style-type: none"> － 法令・制度改正 － 税制改正要望 ○ 予算 <ul style="list-style-type: none"> 30年度要求予算額: 2,304 千円 29年度予算額: 2,304 千円 28年度歳出予算現額※1: 2,406 千円 28年度決算額: 2,133 千円 使用割合: 88.7 % － 機構定員要求 － その他(具体的に) 	-
該当施策概要	<p>性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、日本旅行業協会、IOM(国際移住機関)、その他関係機関に配布する。</p>	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	—	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大 項目	7-7 人身取引対策の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大 項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施

1. 目的

人身取引対策行動計画2014(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、人身取引の需要側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。

人身取引の撲滅を図るため、国民等の問題意識を共有することを目的として、積極的な広報啓発を実施する。

2. 概要

性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、配布する。

* 配布先等

関係省庁、地方公共団体、女性団体、大使館、空港・港湾、大学、高専等

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 137
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(5)	(5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
細項目	②	② 広報、啓発の充実 ② 様々な状況に置かれた被害者に必要な情報が届くよう、効果的な広報・周知方策について検討する。
該当施策名 (事業名)	「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等広報啓発事業	
該当施策の背景・目的	<p>近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力のもと、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。</p> <p>この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。</p>	
該当施策の政策手段の分類	<ul style="list-style-type: none"> － 法令・制度改正 － 税制改正要望 ○ 予算 <ul style="list-style-type: none"> 30年度要求予算額: 13,328 千円 29年度予算額: - 千円 28年度歳出予算現額※1: - 千円 28年度決算額: - 千円 使用割合: - % － 機構定員要求 － その他(具体的に) 	-
該当施策概要	<p>「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等の広報啓発。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層を対象としたシンポジウムの実施 ・ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布 ・啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施 など 	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	—	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大 項目	7-4 性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大 項目	7-1
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等 広報啓発事業

1. 目的

近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力のもと、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。

この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。

2. 概要

「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等の広報啓発。

- * 若年層を対象としたシンポジウムの実施
- * ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布
- * 啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施 など

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 138
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(5)	(5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
細項目	②	② 広報、啓発の充実 様々な状況に置かれた被害者に必要な情報が届くよう、効果的な広報・周知方策について検討する。
該当施策名 (事業名)	若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究	
該当施策の背景・目的	<p>「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)においては、広報・啓発活動の強化に取り組むとともに、関係機関の職員が被害者等に対し適切に相談対応することができるよう、有識者や関係機関の意見も踏まえ、対応マニュアルを作成することとしている。</p> <p>若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び被害者支援に関する調査等とおして、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善を目的とする。</p>	
該当施策の政策手段の分類	<ul style="list-style-type: none"> — 法令・制度改正 — 税制改正要望 ○ 予算 <ul style="list-style-type: none"> 30年度要求予算額: 17,228 千円 29年度予算額: — 千円 28年度歳出予算現額※1: — 千円 28年度決算額: — 千円 使用割合: — % — 機構定員要求 — その他(具体的に) — 	
該当施策概要	<p>若年層における女性に対する暴力の予防啓発の充実に向けて、国内外における啓発手法について有識者検討会における分析等を踏まえ、被害者に対する効果的な啓発媒体の開発・制作を行う。</p>	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	—	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	7-4 性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	7-1
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発 及び被害者支援のための調査研究

1. 目的

「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)においては、広報・啓発活動の強化に取り組むとともに、関係機関の職員が被害者等に対し適切に相談対応することができるよう、有識者や関係機関の意見も踏まえ、対応マニュアルを作成することとしている。

若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び被害者支援に関する調査等をとおして、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善を目的とする。

2. 概要

- 検討会の開催 : 有識者5名程度、5回
- ヒアリング調査 : 若年層における女性に対する暴力の予防啓発や被害者支援に
実績のある団体等 5団体程度
- 若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発媒体の開発・制作及び
キャンペーンの実施等
 - : 啓発媒体…HP、スマートフォン用アプリケーション、啓発冊子
- 相談対応マニュアル及び調査報告書の作成

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 139
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(5)	(5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
細項目	③	③研修等の充実 女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、適切な対応をとることができるよう、警察、検察、学校、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等を始めとした各機関の職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材の育成を図る。
該当施策名 (事業名)	若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業	
該当施策の背景・目的	近年、若年層を対象とした暴力の多様化が見られ、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発は重要性を増している。 こうした状況を踏まえ、若年層に対して、男女の平等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者になることを防止することを目的とする。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 6,080 千円
		29年度予算額: 6,080 千円
		28年度歳出予算現額※1: 5,518 千円
		28年度決算額: 3,487 千円
		使用割合: 63.2 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者を対象とする、女性に対する暴力に関する研修を実施する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	107	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	94	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大 項目	7-1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大 項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業

1. 目的

近年、若年層を対象とした暴力の多様化が見られ、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発は重要性を増している。

こうした状況を踏まえ、若年層に対して、男女の平等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者になることを防止することを目的とする。

2. 概要

●対象者

- ・ 若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にあるもの
- ・ 地方公共団体において若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を担当している行政職員
- ・ 若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を行っている民間団体

●主な研修テーマ

- ・ 若年女性に対する暴力の現状と被害者支援について
- ・ 地方公共団体・学校における若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発に関する取組について
- ・ 若年層を対象とした女性に対する暴力の効果的な予防啓発手法について

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 140
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(5)	(5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
細項目	③	③研修等の充実 女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、適切な対応をとることができるよう、警察、検察、学校、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等を始めとした各機関の職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材の育成を図る。
該当施策名 (事業名)	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業	
該当施策の背景・目的	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 11,597 千円
		29年度予算額: 9,120 千円
		28年度歳出予算現額※1: 8,986 千円
		28年度決算額: 5,970 千円
—	機構定員要求	
—	その他(具体的に)	
		—
該当施策概要	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	93	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	79	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大 項目	7-4 性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大 項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

性犯罪被害者等支援体制整備促進事業

1. 目的

地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するために必要なスキルや支援体制整備の推進にむけた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せず身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を図る。

2. 概要

●対象者

- ・ 地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員
- ・ 民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員

●主な研修テーマ

- ・ 国及び地方公共団体による性犯罪・性暴力被害者支援の取組について
- ・ 民間支援団体による性犯罪・性暴力被害者支援の取組について
- ・ 性犯罪・性暴力被害者支援体制の整備にむけた取組について

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 141
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(5)	(5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
細項目	③	③研修等の充実 女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、適切な対応をとることができるよう、警察、検察、学校、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等を始めとした各機関の職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材の育成を図る。
該当施策名 (事業名)	女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業	
該当施策の背景・目的	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 26,046 千円
		29年度予算額: 22,539 千円
		28年度歳出予算現額※1: 26,046 千円
		28年度決算額: 19,653 千円
	使用割合: 75.5 %	
—	機構定員要求	
—	その他(具体的に)	
	—	
該当施策概要	センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 概ね平成30年度までにセンター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	88、90-2	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大 項目	7-2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大 項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携 促進事業

1. 目的

配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、支援センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、支援センター長等を対象とした研修の実施及び支援センターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体の支援センターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を図る。

2. 概要

●研修

※対象者：支援センター長、地方公共団体における支援センター主管部（局）の職員、
官民の相談機関の相談員

●支援センターを設置した地方公共団体の事例報告集

●支援センター設置検討市町村へのアドバイザー派遣